

令和2年3月期決算関係資料等の削減・提出期限延長について

- 金融機関において、事業者支援の取組みを円滑に進めることが出来るよう、金融庁としても、ヒアリングの柔軟化や提出資料の削減など、金融機関の負担軽減のために必要な取組みを進めている。
- こうした取組みの一環として、今般、4月6日付で提出を依頼した令和2年3月期の決算関係資料等について、既に昨年と比べ一部簡素化を行っていたが、改めて金融機関における事務負担の更なる軽減が出来ないかゼロベースで検討し、
 - ① 適時に状況を把握しておく必要のあるプルーデンス等に関する資料を除く過半の資料について、今期は提出不要（一部は来期以降も廃止）とし、
 - ② 提出を要する資料についても、早期に状況を把握しておく必要のある資料を除き、提出期限を1ヶ月延長する

こととした。提出期限については、個別の事情に応じて、より柔軟に対応することも可能であり、遠慮なく相談いただきたいほか、（従前と同様、）本資料の提出に当たって代表者等の押印は必要ないため、併せて申し添える。

（以 上）